

令和8年度沖縄地方最低賃金審議会

第1回運営小委員会

日 時 令和8年7月31日（金）14:00～
場 所 那覇第2地方合同庁舎1号館
共用大会議室（2階）

議 事 次 第

- 1 委員長及び委員長代理の選出
- 2 議題等
 - (1)特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無に係る検討について
 - (2)その他

令和8年度沖縄地方最低賃金審議会 第1回運営小委員会資料一覧

1	令和8年度沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿	P1～P2
2	沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会運営規定	P3～P4
3	最低賃金法（特定最低賃金関係抜粋）	P5～P6
4	諮問文 ・沖縄県糖類製造業最低賃金、沖縄県新聞業最低賃金及び沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金の各特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）	P7～P8
5	2026年度特定(産業別)最低賃金改正の申出意向表明について (2026年2月27日 日本労働組合総連合会沖縄県連合会)	P9～P10
6	令和8年度特定(産業別)最低賃金の改正決定の申出一覧表 ・沖縄県糖類製造業 ・沖縄県新聞業 ・沖縄県自動車（新車）小売業	P11～P12 P13～P18 P19～P30 P31～P48
7	特定(産業別)最低賃金審議に対する労働者の考え方 ・沖縄県糖類製造業 ・沖縄県新聞業 ・沖縄県自動車（新車）小売業	P49～P50 P51～P52 P53～P54
8	沖縄県地域別最低賃金及び特定(産業別)最低賃金の推移	P55～P56
9	令和8年度特定(産業別)最低賃金未満率・影響率	P57～P58
10	令和8年度沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会審議日程	P59～P64
11	令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表（特賃）	P65～P67

令和 8 年度沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿

	氏 名	現 職
公益代表委員	上 ^う 江 ^え 洲 ^ず 純 ^{じゅん} 子 ^こ	沖縄国際大学法学部教授
	城 ^{しろ} 間 ^ま 貞 ^{ただし}	公認会計士・税理士
	西 ^{にし} 村 ^{むら} オ リ エ	弁 護 士
労働者代表委員	石 ^{いし} 川 ^{かわ} 修 ^{しゅう} 治 ^じ	連合沖縄副事務局長
	田 ^た 中 ^{なか} 俊 ^{しゅん} 治 ^じ	U A ゼンセン沖縄県支部 支部長
	野 ^の 原 ^{はら} 陽 ^{よう} 子 ^こ	イオン琉球労働組合中央執行委員長
使用者代表委員	新 ^{あら} 垣 ^{かき} 朝 ^{とも} 雄 ^お	沖縄県商工会議所連合会 事務局長
	田 ^た 端 ^{ばた} 一 ^{かず} 雄 ^お	沖縄県経営者協会 専務理事
	比 ^ひ 嘉 ^が 華 ^か 奈 ^な 江 ^え	株式会社Life is Love 代表取締役
備考	※ 指名年月日 令和 8 年 7 月 1 日 ※ 任期満了日 令和 9 年 3 月 31 日 ※ 委員の配列は各側五十音順となっています	

沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

(設 置)

第1条 沖縄地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）運営規程第3条に基づき、審議会の決議をもって、運営小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

(構 成)

第2条 小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各3人をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、審議会の委員のうちから選出する。

2 委員の任期は、1年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(小委員会)

第4条 小委員会に委員長及び委員長代理を置く。

2 委員長及び委員長代理は、公益を代表する委員のうちから選出する。

3 委員長は、会務を総理する。

(会議の招集等)

第5条 小委員会は、委員長が必要と認めたときのほか、審議会会長、沖縄労働局長又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。

2 小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む過半数以上の委員の出席がなければ開催できないものとする。

3 委員は、委員長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

4 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、会議への出席に含めるものとする。

(実地調査及び参考人意見聴取)

第5条の2 委員長は、小委員会の議決により、特定の事案について、事実の調査をするため、委員による実地調査を行い、あるいは関係労働者、関係使用者その他関係者を参考人と指定し、その意見を聞くことができる。

(審議事項)

第6条 小委員会は、審議会の議決に基づき附託された事項について審議を行うものとする。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は会議を一部非公開とすることができる。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、委員長及び委員長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 委員長は、小委員会の審議結果について、書面をもって審議会会長に報告するものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

附 則 この規程は令和8年7月1日から施行する。

最低賃金法(特定最低賃金関係抜粋)

(特定最低賃金の決定等)

第十五条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金(以下「特定最低賃金」という。)の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。

3 第十条第二項及び第十一条の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替えるものとする。

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第二項の決定をする場合において、前項において準用する第十一条第二項の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第三項の規定による最低賃金審議会の意見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。

5 第十条第二項の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

第十六条 前条第二項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。

第十七条 第十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、同項の規定により決定され、又は改正された特定最低賃金が著しく不適當となつたと認めるときは、その決定の例により、その廃止の決定をすることができる。

(特定最低賃金の公示及び発効)

第十九条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 第十五条第二項の規定による特定最低賃金の決定及び特定最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条第二項及び第十七条の規定による特定最低賃金の廃止の決定は、前項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

写

沖労発基 0731 第 1 号
令和 8 年 7 月 31 日

沖縄地方最低賃金審議会
会長 上 江 洲 純 子 殿

沖 縄 労 働 局 長
宮 本 淳 子

沖縄県糖類製造業最低賃金、沖縄県新聞業最低賃金及び沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金の各特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

2026 年 7 月 14 日付けをもって、申出代表者全沖縄製糖労働組合執行委員長嘉手納弾から、同年 6 月 24 日付けをもって、申出代表者琉球新報労働組合委員長吉田健一から、同年 7 月 14 日付けをもって自動車総連沖縄地方協議会議長玉城良太から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の特定（産業別）最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 沖縄県糖類製造業最低賃金（平成 20 年沖縄労働局最低賃金告示 2 号）
- 2 沖縄県新聞業最低賃金（平成 20 年沖縄労働局最低賃金告示 6 号）
- 3 沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金（平成 20 年沖縄労働局最低賃金告示 3 号）

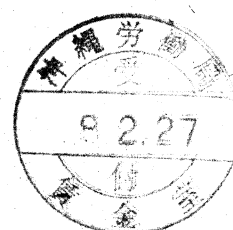
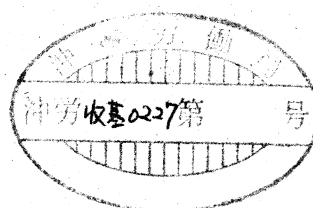
連合沖縄発第043号
2026年2月27日

沖縄労働局
局長 柴田 栄二郎 様

日本労働組合総連合会
沖縄県連合会(連合会)
最低賃金対策委員会
委員長 田中 隆雄

2026年度 特定(産業別)最低賃金
改正の申出意向表明について

最低賃金法第15条第1項の規定に基づく標記の改正申出について、別紙のとおり意向表明します。

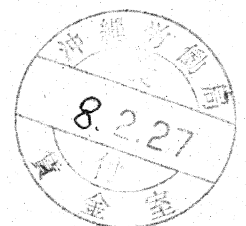


2026年度特定（産業別）最低賃金改正の申出意向表明

2026年2月27日

1. 産業別最低賃金の改正

最低賃金の件名	申出代表者氏名等	申出の内容（最低賃金の適用を受ける基幹的労働者の範囲）	申出の理由	申出の時期
糖類製造業	全沖縄製糖労働組合 執行委員長 嘉手納 弾	沖縄県において糖類製造業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 18歳未満および65歳以上の者 2. 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて技能修得中の者 3. 清掃、片付け、その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者 適用労働者 590人	申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意による	7月上旬まで
新聞業	沖縄タイムス労働組合 執行委員長 照屋 剛志	沖縄県において新聞業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 2. 同上 3. 適用労働者530人	同上	同上
各種商品小売業	リウボウインダストリー労働組合 執行委員長 森田 和也	沖縄県において各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 2. 同上 3. 適用労働者 5,190人	同上	同上
自動車小売業（新車）	自動車総連 沖縄地方協議会 議長 玉城 良太	沖縄県において自動車小売業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 2. 同上 3. 適用労働者 2,200人	同上	同上



令和8年度 特定(産業別) 最低賃金の改正決定の申出一覧表

業種別 (産業別)	申出代表者氏名	申出労働者数 (a) 人	適用労働者数 (b) 人	適用事業業者数	同意率 (a / b)	申出労働者数機関決定別内訳	申出労働者数労働協約別内訳
沖縄県糖類製造業	全沖縄製糖労働組合 執行委員長 嘉手納 弾	290	555	20	52.25%	北部製糖㈱	20
						ゆがふ製糖㈱	34
						久米島製糖㈱	41
						沖縄製糖㈱	29
						宮古製糖㈱	101
						石垣島製糖㈱	41
						大東糖業㈱	24
						合計	290
沖縄県新聞業	琉球新報労働組合 委員長 吉田 健一	239	533	8	44.84%	琉球新報社	111
						沖縄タイムス社	114
						宮古毎日新聞社	3
						八重山毎日新聞社	11
						合計	239
沖縄県各種商品小売業	リウボウインダストリー労働組合 執行委員長 森田 和也	1,768	6,046	25	29.24%	イオン琉球	1,555
						リウボウインダストリー	213
						合計	1,768
沖縄県自動車(新車)小売業	自動車総連沖縄地方協議会 議長 玉城 良太	1,529	2,195	104	69.66%	沖縄トヨタ	682
						琉球ダイハツ	238
						沖縄ホンダ	320
						琉球日産	125
						沖縄マツダ	75
						スバル九州支部	31
						いすゞ自動車九州	58
						合計	1,529

2026 年 7 月 14 日

沖縄労働局長 殿

申出者

所在地 沖縄県那覇市泉崎2丁目105番地18
官公労共済会館4階

労働組合名 全沖縄製糖労働組合

代表者名 執行委員長 嘉手納 弾

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、沖縄県糖類製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出するものが代表する基幹的労働者の範囲

沖縄県において、糖類製造業を営む使用者に使用される労働者 555 名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

沖縄県糖類製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2つの最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

5. 添付書類

- ① 機関決定の写
- ② 個々の労働者における合意書
- ③ 申出代表者に対する委任状
- ④ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
- ⑤ 賃金格差疎明資料

以上



産業別最低賃金の改正に関する決議

全沖縄製糖労働組合は傘下組合員の該当する糖類製造業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県糖類製造業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2026 年 6 月 4 日

機関決定：第 3 回執行委員会
組 合 名：全沖縄製糖労働組合
代表者名：執行委員長 嘉手納 弾
住 所：沖縄県那覇市泉崎 105 番地 18
官公労共済会館 4 階



沖縄県における 糖類製造業 の事業所数と労働者数の概数
及び合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲

1. 沖縄県における糖類製造業の事業所数と労働者数の概況

2026 年

産業小分類	事業所数	労働者数
糖類製造業	20	555
計	20	555

2. 合意の効力の及ぶ使用者又は労働者

合意のケース	事業所数	合意する者
労働協約		
労働協定		
機関決定	7	290
個別合意等		
合計	7	290名

3. 2の合意する者の事業所の内訳

事業所名	組合名	合意のケース別労働者数			
		労働協約	労使協定	機関決定	個別合意等
北部製糖(株)	全沖縄製糖労働組合			20	
ゆがふ製糖(株)	全沖縄製糖労働組合			34	
久米島製糖(株)	全沖縄製糖労働組合			41	
沖縄製糖(株)	全沖縄製糖労働組合			29	
宮古製糖(株)	全沖縄製糖労働組合			101	
石垣島製糖(株)	全沖縄製糖労働組合			41	
大東製糖(株)	全沖縄製糖労働組合			24	
ケ ー ス 別 合 計		名	名	290名	名



糖類製造業賃金格差疎明資料

(単位:円) 2026 年

企業名	募集賃金(時給)	募集賃金(月給)
北部製糖(株)		
ゆがふ製糖(株)		
久米島製糖(株)		
沖縄製糖(株)		
宮古製糖(株)		
石垣島製糖(株)		
大東製糖(株)		

(単位:円)

企業名	平均賃金(時給)	平均賃金(月給)
北部製糖(株)		
ゆがふ製糖(株)		
久米島製糖(株)		
沖縄製糖(株)		
宮古製糖(株)		
石垣島製糖(株)		
大東製糖(株)		



賃金格差疎明資料 ②

沖縄県	業	(E0951)	企業規模	1,000人以上	100～999人	10～99人
糖類製造	令和7年		時間当たり賃金		¥1,025	
※産業中分類			指数(対全国比)	0.0	88.8	0.0
E09食料品製造業			時間当たり賃金	¥1,300	¥1,019	¥1,134
時間当たり賃金			指数(対全国比)	94.3	84.6	100.0
所定内実労働時間						
資料出所：令和7年賃金構造基本統計調査（賃金センサス）都道府県別第1表						

都道府県、年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

注：指数は、「同企業規模」対全国比で算出

全国	業	(E0951)	企業規模	1,000人以上	100～999人	10～99人
糖類製造	令和7年		時間当たり賃金	¥1,327	¥1,154	¥1,105
※産業中分類			指数	100.0	87.0	83.3
E09食料品製造業			時間当たり賃金	¥1,379	¥1,204	¥1,134
時間当たり賃金			指数	100.0	87.3	82.2
所定内実労働時間						
資料出所：令和7年賃金構造基本統計調査（賃金センサス）第1表一般労働者 産業大分類						

学歴、年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

注：指数は、1,000名以上の時間当たり賃金を100として算出



2026年6月24日

沖縄労働局長 殿

申出者

所在地 那覇市泉涌寺 1-10-3

労働組合名 琉球新報労働組合

代表者名 委員長 吉田 健一

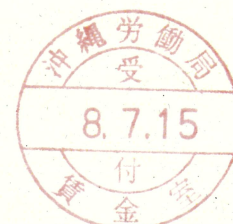
申 出 書

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定により、沖縄県 新聞 業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出するものが代表する基幹的労働者の範囲
沖縄県において、新聞 を営む使用者に使用される労働者 533 名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
沖縄県 新聞 業 最低賃金
3. 申出の内容
上記 2 つの最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第 15 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね 3 分の 1 以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
5. 添付書類
 - ① 機関決定の写
 - ② 個々の労働者における合意書
 - ③ 申出代表者に対する委任状
 - ④ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
 - ⑤ 賃金格差疎明資料

以 上



産業別最低賃金の改正に関する決議

琉球新報労働組合は傘下組合員の該当する 新聞 業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県 新聞 業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2026年6月19日

機関決定：第12回執行委員会（オンライン決裁）

組 合 名：琉球新報労働組合

代表者名：委員長 吉日

住 所：那覇市泉崎1-10-3



産業別最低賃金の改正に関する決議

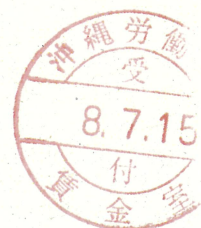
沖縄タイムス労働組合は傘下組合員の該当する 新聞 業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県 新聞 業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2026年6月12日

機関決定：6月執行委員会
組 合 名：沖縄タイムス労働組
代表者名：執行委員長 照屋剛志
住 所：那覇市久茂地2-2-2



産業別最低賃金の改正に関する決議

労働組合は傘下組合員の該当する 新聞 業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県 新聞 業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

28年6月10日

機関決定: 6月執行委員会

組合名: 琉球毎日新聞

代表者名: 洲崎恵仁

住所: 沖縄県那覇市



産業別最低賃金の改正に関する決議

八重山毎日新聞労働組合は傘下組合員の該当する新聞業の産業別最低賃金の

改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業におけ

る公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県新聞業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長

に対し申し出るものである。

以上決議する。

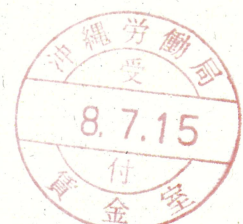
2026年6月18日

機関決定：八重山毎日新聞労働組合役員会

組 合 名：八重山毎日新聞労働組

代表者名：委員長 多宇 洋

住 所：沖縄県石垣市登野城 614 番



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2026年 6月12日

1. 申出代表者

住 所 那覇市泉崎 1-10-3 琉球新報労働組合
氏 名 吉 田 健 一

2. 委任者一覧

組 合 名	所 在 地	氏 名 ④
沖縄タイムス労働組合	沖縄県那覇市久茂地2-2-2	照屋 剛志



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

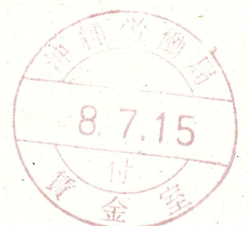
R 8 年 6 月 10 日

1. 申出代表者

住 所 那覇市泉崎 1-10-3 琉球新報労働組合
氏 名 吉田 健一

2. 委任者一覧

組 合 名	所 在 地	氏 名
宮古毎日新聞労働組合	沖縄県宮古島市平良字下里 1544-1	洲金謙仁



申出代表者に対する委任状

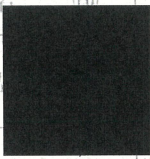
最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2026年6月18日

1. 申出代表者

住 所 那覇市泉崎1-10-3 琉球新報労働組合
氏 名 吉田 俊一

2. 委任者一覧

組 合 名	所 在 地	氏 名 職
八重山毎日新聞 労働組合	沖縄県石垣市登野城614番地	多宇 清 



新聞業賃金格差疎明資料

2026 年

企業名	募集賃金(月給)	募集賃金(時給)
琉球新報	■■■■	
沖縄タイムス		■■■■
宮古毎日新聞		
八重山毎日新聞	■■■■	■■■■

企業名	平均賃金(月給)	平均賃金(時給)
琉球新報	■■■■	
沖縄タイムス		
宮古毎日新聞		
八重山毎日新聞	■■■■	■■■■



賃金格差疎明資料 ②

沖縄県

新聞業 (G413)

※産業大分類 令和7年

G情報通信業

時間当たり賃金

所定内給与所定内実労働時間

資料出所：令和7年賃金構造基本統計調査（賃金センサス）都道府県別第1表

注：指数は、「同企業規模」対全国比で算出

企業規模	1,000人以上	100～999人	10～99人
男女計			
18～19歳	#DIV/0!	0.0	0.0
男女計	¥1,601	¥1,307	¥1,350
20～24歳	81.0	85.0	93.8

都道府県、年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

全国

新聞業 (G413)

※産業中分類 令和7年

G41映像・音声・文字情報制作業

時間当たり賃金

所定内給与所定内実労働時間

資料出所：令和7年賃金構造基本統計調査（賃金センサス）第1表一般労働者 学歴、年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

注：指数は、1,000名以上の時間当たり賃金を100として算出

企業規模	1,000人以上	100～999人	10～99人
男女計		¥1,121	¥1,065
18～19歳	100.0	#DIV/0!	#DIV/0!
男女計	¥1,977	¥1,538	¥1,440
20～24歳	100.0	77.8	72.8



28 年 7 月 14 日

沖縄労働局長 殿

申出者

所在地 沖縄県那覇市安謝 664 番地
沖縄トヨタ安謝ビル 3 階

労働組合名 自動車総連沖縄地方協議会

代表者名 議長 玉城良太

申 出 書

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定により、沖縄県 自動車（新車）小売 業の最低賃金の改正の決定を求める申出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申出するものが代表する基幹的労働者の範囲

沖縄県において、自動車（新車）小売 業を営む使用者に使用される労働者 2,195 名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

沖縄県 自動車（新車）小売 業最低賃金

3. 申出の内容

上記 2 つの最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第 15 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数（又は使用者数）が概ね 3 分の 1 以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数

1,529 人 (69 %)

沖縄県における

業を営む使用者に使用される労働者数

人

労働協約の賃金の最も低い額 =

円／月、

円／時間

現在適用されている法定最低賃金 =

1,023

円／時間

5. 添付書類

① 労働協約の写し

② 申請代表者に対する委任状

③ 最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳



沖縄県における自動車(新車)小売業の事業所数と労働者数の概数 及び合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲

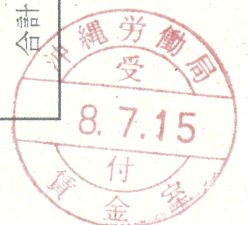
1. 沖縄県における自動車(新車)小売業の事業所数と労働者数の概況

2026 年

産業小分類	事業所数	労働者数
自動車(新車)小売	104	2,195
計	104	2195

2. 合意の効力の及ぶ使用者又は労働者

合意のケース	事業所数	合意する者
労働協約	7	1529
労働協定		
機関決定		
個別合意等		
合計	8	1,529



事業所名	組合名	合意のケース別労働者数			
		労働協約	労使協定	機関決定	個別合意等
沖縄トヨタ	沖縄トヨタグループ労働組合	682			
琉球ダイハツ	琉球ダイハツ労働組合	238			
沖縄ホンダ	沖縄ホンダ労働組合	320			
琉球日産	琉球日産労働組合	125			
沖縄マツダ	沖縄マツダ労働組合	75			
スバル九州支部	全国スバル販売労働組合 スバル九州支部	31			
いすゞ自動車九州	いすゞ自動車九州労働組合	58			
ケース別合計		1529			
			名	名	名

申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

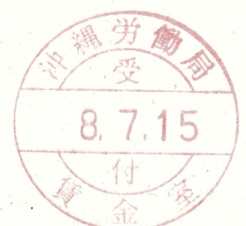
2026年7月14日

1. 申出代表者

住所 那覇市安謝 664番地 沖縄トヨタビル 3階
自取車統運沖縄地方協議会
氏名 議長 玉城良太

2. 委任者一覧

組 合 名	所 在 地	氏 名 (印)
沖縄トヨタグループ 労働組合	沖縄県那覇市安謝 664 番地 沖縄トヨタ安謝ビル 3 階	執行委員長 玉城良太



最低賃金に関する覚書

沖縄トヨタ自動車株式会社と沖縄トヨタグループ労働組合は、最低賃金に関し、下記の通り賃金協定に基づき覚書を交わす。

但し、下記の18歳最低賃金を企業内最低賃金とし、これを下回って雇用しないことを保証するが、18歳未満の者は適用除外とする。

但し、正規従業員のみとする。

記

1. 最低賃金

18歳最低賃金	月額	円
	(日額)	円)
	(時間額)	円)

(時間額、日額については年間労働時間日数 日、1日の所定内労働時間 で計算したものである。)

2. 賃金の範囲

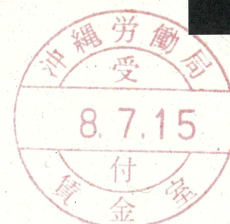
基本給とし、上記金額に通勤手当、食事手当は含まない。

以上

令和8年3月25日

沖縄トヨタ自動車株式会社
代表取締役 野原 朝

沖縄トヨタグループ労働組合
委員長 玉城 良



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2026 年 7 月 14 日

1・申出代表者

住 所 那覇市安謝664番地沖縄トヨタビル安謝3階

氏 名 自動車総連沖縄地方協議会 議長 玉城良太

2・委任者一覧

組 合 名	所 在 地	氏 名 (印)
琉球タイハツ労働組合	中縄県浦添市城間2135番地	山野村士



最低賃金に関する協定書

琉球ダイハツ販売株式会社と琉球ダイハツ労働組合は最低賃金に関して下記の通り協定し、社員がこの金額を下回らないことを確認する。
但し、軽易な労働などについている者は、適用除外とする。

記

第1条 最低賃金

18歳最低賃金	月 額		円
	(日 額		円)
	(時間額		円)

日額・時間額については年間休日（ 日）の労使協定に定める年間総労働日数 日、年間総労働時間 で計算したものである。

第2条 賃金の範囲

基準内賃金（基本給部分）とする。

第3条 有効期間

本協定の有効期間は2026年7月1日から2027年7月1日までとする。

第4条 協定の更新

本協定に際して、会社または組合のいずれか一方が、この協定を改定しようとするときは、有効期間の 2 ヶ月前までに改定案を添えて通知するものとする。

本通知がなされない場合は、本協約はさらに同一の条件で1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

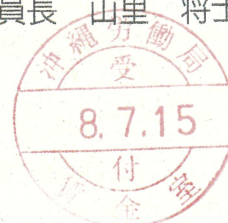
第5条 協定締結の証

この協定の証として、会社と組合は本協定書に双方代表者が記名押印し各々一通を保管する。

2026年 4月 6日

琉球ダイハツ販売株式会社
代表取締役社長 加藤 憲

琉球ダイハツ労働組合
執行委員長 山里 将士



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2026年7月14日

1. 申出代表者

住所 那覇市安謝 664番地 沖縄トヨタ安謝ビル3階
自転車総連沖縄地方協議会
氏名 議長 玉城 良太

2. 委任者一覧

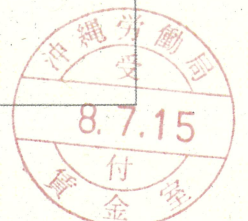
組 合 名	所 在 地	氏 名 ④
沖縄ホンダ労働組合	沖縄県浦添市仲間1-3-1	島 このみ



春 闘 回 答 書



締結場所	浦添市仲間 1 - 3 - 1	締結年月日	令和8年 3月19日
目的	令和8年度賃金引上げに関する合意事項		
要 求 内 容		回 答 結 果	
浦添市仲間1丁目3番1号 沖縄ホンダ労働組合 執行委員長 島 このみ		浦添市仲間1丁目3番1号 沖縄ホンダ株式会社 代表取締役社長 浅野 健也	



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2026年 7 月 14 日

1. 申出代表者

住所 那覇市安謝1-664番地 汗親トヨタビル 3階
自営車統連 汗親地方協議会
氏名 議長 玉城 良太

2. 委任者一覧

組 合 名	所 在 地	氏 名
琉球日産自動車労組	沖縄県浦添市港川 2-1-1	宮里 弾



2026年度

企業内最低賃金に関する協定書

琉球日産自動車株式会社（以下会社という）と琉球日産自動車労組（以下労組という）とは、
2026年度の企業内最低賃金に関して下記の通り協定する。

記

第1条（対象者）

対象者は、試用期間の者を含む18歳以上の全従業員とする。

第2条（最低賃金額）

1. 最低賃金額は18歳の事務・技術職の初任給とし下記の通り定める。
2. 地域別最低賃金または産業別最低賃金を下回らないものとする。
3. 日額および時間額については下記計算式を用いて算出する。

月 額	円	
日 額	円	(月額×12ヵ月)÷年間労働日数
時間額	円	(月額×12ヵ月)÷年間所定労働時間

第3条（最低賃金の範囲）

毎月固定的に支払われる賃金とし、下記賃金を除外したものとする。

- ①臨時に支払われる賃金
- ②1ヵ月を超える期間毎に支払われる賃金
- ③時間外労働割増賃金および休日労働割増賃金
- ④深夜労働割増賃金
- ⑤皆勤手当および営業手当
- ⑥通勤手当および車両手当
- ⑦家族手当

第4条（その他）

本協定に定めのないものについては、最低賃金法の規定に基づくものとする。

以上、協定の証として本協定書を2通作成し、会社、労組がそれぞれ各1通を保有する。

2026年4月28日

琉球日産自動車株式会社
代表取締役社長 仲井間 勝也

琉球日産自動車労組
執行委員長 宮里



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2026 年 7 月 14 日

1. 申出代表者

住 所 那覇市安謝 664番地沖繩トヨタ安謝ビル3階
自動車総連 沖縄地方協議会
氏 名 議長 玉城 良太

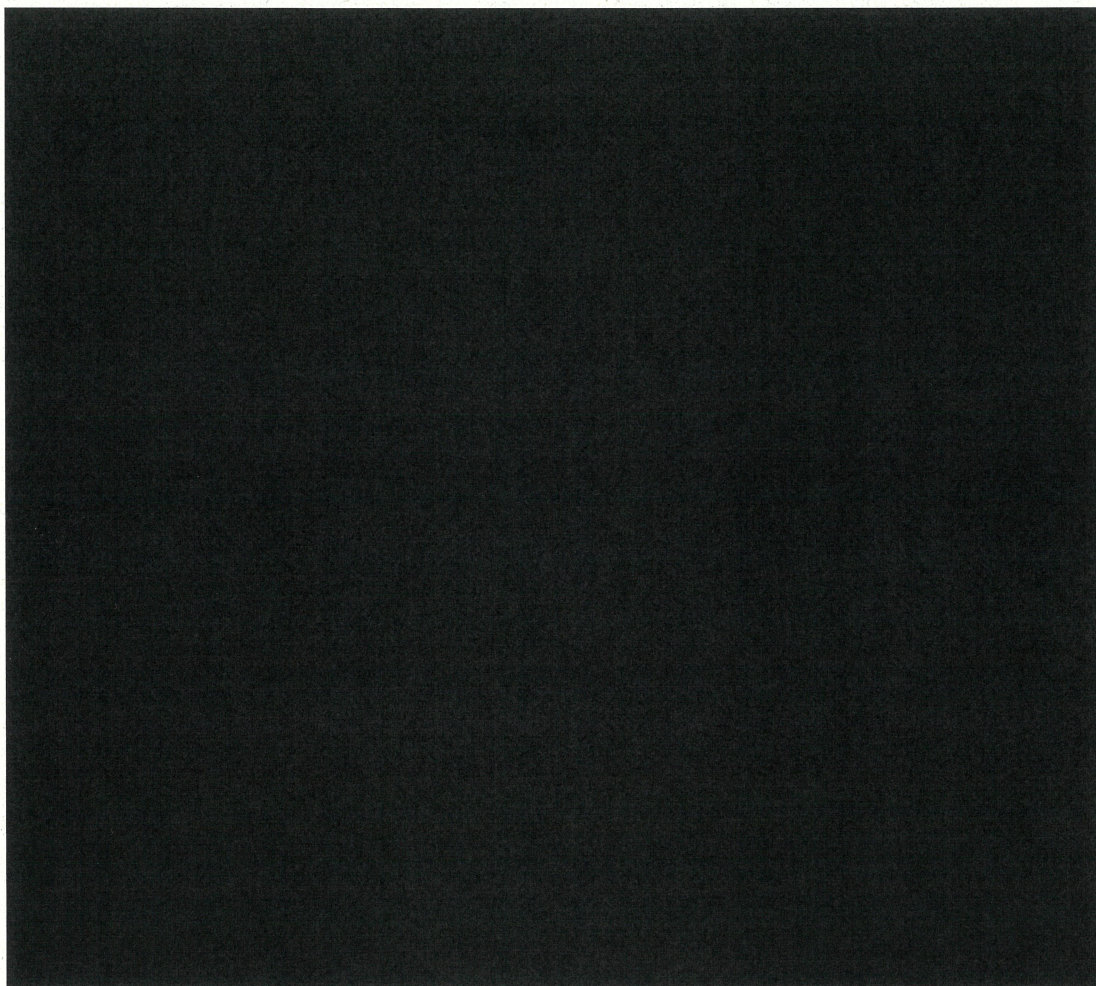
2. 委任者一覧

組 合 名	所 在 地	氏 名 (印)
沖縄マツダ労働組合	沖縄県浦添市勢理客4丁目1番5号	副執行委員長 銭吾屋 仁一



妥結書

2026 生活改善交渉の要求に対して下記のとおり回答いたします。



2026 年 4 月 27 日

沖縄マツダ販売株式会社
代表取締役 宮里 豊

沖縄マツダ労働組合
委員長 長堂 功治



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

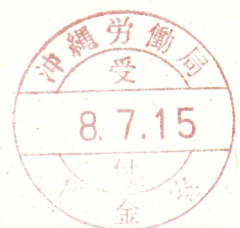
2026 年 7 月 14 日

1. 申出代表者

住 所 那覇市安謝664番地101号安謝ビル3階
自働車総連沖縄地方協議会
氏 名 議長 玉城良太

2. 委任者一覧

組 合 名	所 在 地	氏 名 ④
スバル九州支部	沖縄県浦添市勢理客4丁目19-7	副執行委 谷 雅人



最低賃金に関する協定書

スバル九州株式会社と全国スバル販売労働組合スバル九州支部は、最低賃金に関して賃金協定に基づき、下記の通り協定（覚書）を交わす。但し、下記の18歳最低賃金を企業内最低賃金とし、これを下回って雇用しないことを保証するが、18歳未満のものは適用除外とする。

記

1. 最低賃金

18歳最低賃金	月 額	円
	(日 額	円)
	(時間額	円)

日額・時間額については賃金規定に定める月間所定労働時間日数 日、月間所定労働時間 時間で除したものである。

2. 賃金の範囲

基準内賃金（役割給、地域給）とし、上記金額には各種手当は含まない。

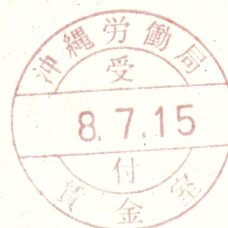
2026年4月1日

スバル九州株式会社

代表取締役社長 石川 篤

全国スバル販売労働組合スバル九州支部

執行委員長 高瀬 勇輔



全国スバル販売労働組合 九州ブロック

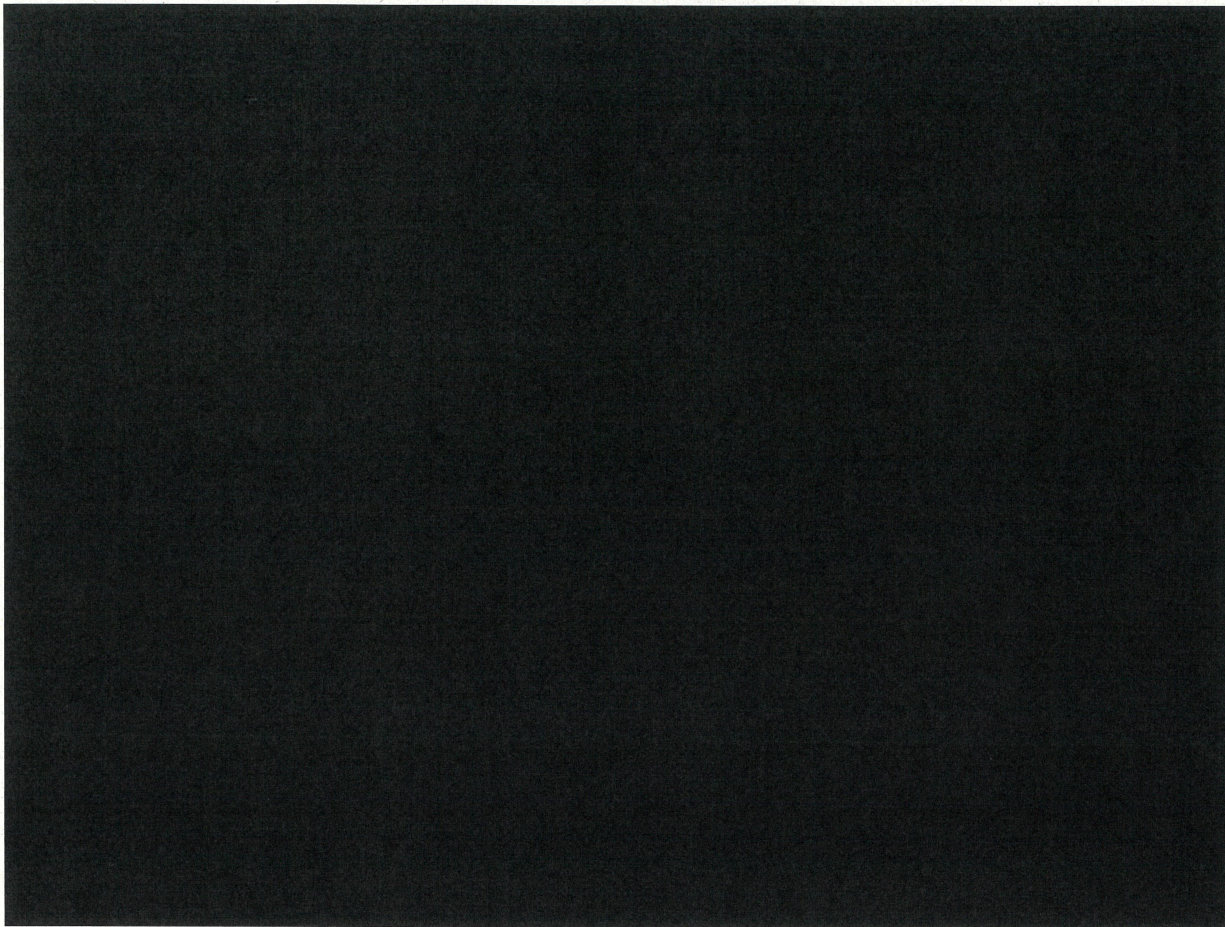
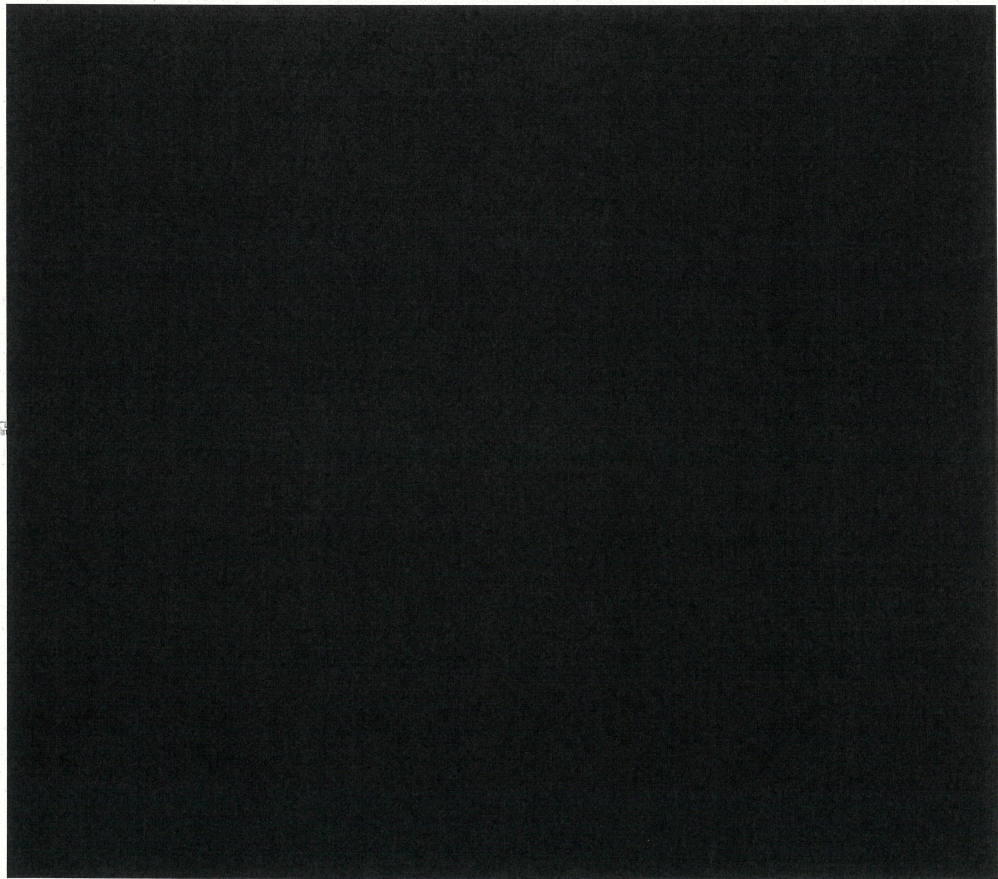
2026年3月16日

福岡スバル支部執行委員長 高瀬 勇輔 殿
西九州スバル支部執行委員長 川畑 成央 殿
熊本スバル支部執行委員長 山口 千尋 殿
大分スバル支部執行委員長 羽田野 泰佑 殿
南九州スバル支部執行委員長 黒崎 悠勝 殿
沖縄スバル支部執行委員長 谷 雅人 殿

九州地区スバルグループ
会長 石川 寛 殿

回答書

2026年の賞金・賞与の改定含む総合生活改善の取り組み要綱に対し、下記のとおり回答いたします。



以上

申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2026年 7 月 14 日

1. 申出代表者

住所 那覇市安謝664番地沖親トヨタ安謝ビル3階
自取車総集沖親地方協議会
氏名 議長 玉城 良太

2. 委任者一覧

組 合 名	所 在 地	氏 名 ④
いおん九州労働組合 沖縄支部	沖縄県豊見城市豊崎3-88	平川 淳一



2026年4月7日

いすゞ自動車九州労働組合
執行委員長 森永仁也 様

いすゞ自動車九州株式会
代表取締役社 若村泰

2026年度総合生活改善に関する回答書

2026年3月9日付け貴組合総合生活改善に関する要求書に対し、下記内容の通り回答いたします。

記

1. 賃金改定事項

(1) 賃金の引き上げ1人平均 [] 円を実施する。

内訳 ① [] 円 (賃金カーブ維持分 定期昇給)

② [] 円 (ベースアップ要求分)

※定年再雇用者は上記②金額の [] % ([] 円)

・組合員平均賃金 [] 円

(2) 実施日 2026年4月1日より

2. 年齢別最低賃金の要求

ポイント年齢別の最低賃金については引き続き労使で協議させていただきます。

3. 一時金に関する事項 (賞与)

・支給月数 [] (2026年改定後の新給与ベースにて支給)

・支給予定日 夏季 2026年 7月10日 (第二金曜日)

冬季 2026年12月11日 (第二金曜日)

・一定額を保障するベース部分 (最低保証) と、評価に応じて変動する評価反映部分 (考課配分) で構成する。

G1・G2: ベース部分 [] % ・評価反映部分 [] %

G3・G4: ベース部分 [] % ・評価反映部分 [] %

4. 定年再雇用嘱託社員の一時金

・支給月数 []

・支給予定日 夏季 2026年 7月10日 (第二金曜日)

冬季 2026年12月11日 (第二金曜日)

・全額一律支給 (考課による増減なし)

5. 企業内最低賃金の事項

・18歳最低賃金は月額 [] を保証する。

以上



